

日本産科婦人科学会/日本産婦人科医会  
代表者様

2020年8月12日

私たちは、欧州緊急避妊コンソーシアム、そして国際緊急避妊コンソーシアムとして、新型コロナウイルス感染拡大状況下における日本での緊急避妊薬へのアクセス改善について再考するプロセスに参加するためこうして手紙を書けることを光栄に思っております。

欧州緊急避妊コンソーシアム(ECEC)は、ヨーロッパ諸国での緊急避妊に関する知識の提供とアクセスの拡大、およびヨーロッパにおける緊急避妊薬提供方法の画一化の促進を使命としています。ECECは、緊急避妊のための国際コンソーシアム(ICEC)のヨーロッパ支部で、グローバルなレベルで同じ使命を共有しています。ICECとECECは世界保健機関(WHO)と協力し、その勧告に従い、活動しています。また、ICECはFIGOとも協力しており、臨床現場における最新かつ科学的根拠に基づくガイドラインを作成しています。

今回、本プロセスへの参加にあたっては、COVID-19パンデミックの期間中に、国際的に権威のある情報源から発行された緊急避妊薬へのアクセスに関する推奨事項を共有いたします。ご検討の際にご参考ください。

・2020年3月 The UK Faculty of Sexual & Reproductive Healthcare  
'Essential Services in Sexual and Reproductive Healthcare(性と生殖に関する健康における必須医療)'<https://www.fsrh.org/documents/fsrh-position-essential-srh-services-during-covid-19-march-2020/>

緊急避妊薬(経口および可能であれば子宮内避妊器具-IUD)は、COVID-19の発生中に不可欠と考えられている性と生殖に関する医療サービスのリストに含まれています。

・2020年4月 世界保健機関(WHO)は、通常の方法へのアクセスが妨害された場合に、緊急避妊およびその他のセルフケア法の使用を提案しました('Contraception/Family planning and COVID-19'(避妊/家族計画とCOVID-19))。WHOはまた、緊急避妊薬は性行為のあと5日以内に服用すると最大95%の妊娠を防ぐことができ、健康状態にかかわらず誰でも服用できることを再掲しています。また、政策立案者に、「店頭での提供の検討を含め、性交後使用する緊急避妊薬へのアクセスを確保する」よう提案もしています。WHOの文章は以下になります(<https://www.who.int/emergencies/diseases/novel-coronavirus-2019/question-and-answers-hub/q-a-detail/contraception-family-planning-and-covid-19>)。加えて、2010年以降、WHOは、LNG ECPの使用法(日本で利用可能な唯一の方法)は容易に従うことができるため、正しい使用のための医療的管理は必要ないと認めて

います。多くの国で、店頭または処方箋なしでの使用が承認されています。調査によれば、若い女性、成年女性、そのどちらでも、ラベルも使用方法も理解しやすいと感じています。

参照：

[https://www.cecinfo.org/wp-content/uploads/2014/01/ICEC\\_WHO-Safety-Statement\\_2010-english.pdf](https://www.cecinfo.org/wp-content/uploads/2014/01/ICEC_WHO-Safety-Statement_2010-english.pdf)

・4月に国際婦人科産科連合(FIGO)が発表した声明には、新型コロナウイルス感染拡大状況下において、避妊に関わる医療と物資へのアクセスを確保するための主要な行動が示されています。FIGOの声明は、避妊に関わる医療と物資は必要最低限の医療サービスの一部であり、これらへのアクセスは基本的人権であるという概念に基づいています。中でもアクションすべき重要な事項として、緊急避妊を含む自分で使える避妊法を積極的に促進および提供することが含まれます。FIGOの声明は、

<https://www.figo.org/covid-19-contraception-family-planning>

を参照ください。

・最後に、米国緊急避妊協会(ASEC)もまた、この状況下において緊急避妊薬へのアクセスを確保することの重要性を強調し、緊急避妊薬のさらなる提供を促進しています。昨年5月に公開されたASECの声明を参照ください：

<https://www.ec-ec.org/wp-content/uploads/2020/05/ASEC-EC-in-the-COVID-19-Era.pdf>

the European Society of Contraception and Reproductive Health のパートナー組織である European Consortium for Emergency Contraception は、上記の推奨事項をすべて支持しサポートしています。The International Consortium for Emergency Contraception も、これらの勧告を実施することを各国に要求しています。

あなたが代表を務める組織である日本産科婦人科学会/日本産婦人科医会は、新型コロナウイルス感染拡大が女性とカップルの生殖に関する健康と生活に与える影響を最小限に抑え、リプロダクティブヘルスを推進するという重要な役割を果たせる立場にあります。妊娠を防ぐ唯一の2番目のチャンスとなる緊急避妊薬に対する処方箋の義務をなくすことは、本避妊法へのアクセスを大幅に改善します。この問題に対するあなたの重みある意見は、日本の何百万もの女性の生活とウェルビーイングを改善し得るのです。実際、歴史的に緊急避妊薬のアクセス改善に消極的であったコスタリカ、マルタ、イタリア、アンドラなどでも、過去5年の間に緊急避妊薬を薬局から直接入手できるように重要な変更を加えています。他の国の例では、例えば英国でも、経済的障壁を克服するために緊急避妊薬の価格を下げるなどしています。

現在、日本は(ポーランドおよびハンガリーとともに)LNG EC に処方箋をいまだ必要とする世界でも非常に数少ない先進国の 1 つであり、また、緊急避妊薬の相対的なコストが高い国の 1 つです。私たちはあなたが議長を務める学会に、あなたたちが心から望んでいるであろう女性たちの生活改善を実現できるよう、この状況を是正するためのアドボカシー活動の実施を求めます。

私たちのコメントが意味あるものとなり、追加情報や支援拡充のため、自由にご利用頂けることを願っています。お忙しい中お読みくださりありがとうございました。

Christina Puig  
ECEC

Amy Boldosser-Boesch  
ICEC

日本語訳: 福田和子